

# しんば賀津也と歩む会 ご案内・申込書

## ■しんば賀津也と歩む会 規約

**名称** 第一条 ・本会は「しんば賀津也と歩む会」とする。

**目的** 第二条 ・しんば賀津也を支援し、社会的・政治的活動を後援すると共に、会員の識見を高め、もって社会の発展に寄与することを目的とする。

**事務所** 第三条 ・〒436-0022 静岡県掛川市上張862-1 FGKビルにおく。  
TEL.0537-62-3355 FAX.0537-62-3356

**活動** 第四条 ・目的遂行のために次の事業を行う。  
(1) 講演会・研修会・懇親会の開催。  
(2) 機関誌の発行。  
(3) その他第二条の目的達成に必要な事項を行う。

**役員** 第五条 ・本会に次の役員をおく。  
\*会長 1名 \*副会長 若干名 \*幹事長 1名 \*副幹事長 若干名 \*常任理事 若干名  
\*理事 若干名 \*会計 2名 \*監事 2名 \*青年部長 1名 \*女性部長 1名  
(1) 役員は任期を一年とし総会において選任する。尚、再任も妨げない。  
(2) 本会は相談役及び顧問をおくことができる。

**機関** 第六条 ・本会は議決機関として総会及び拡大幹事会をおく。  
(1) 総会は本会の最高議決機関であり、活動方針、予算の決定・報告、規約の改訂、役員を選出等、運営に関する必要事項の決定を行う。  
また、総会における議長は会長が行うこととする。  
(2) 拡大幹事会は総会に次ぐ議決機関であり、会長、副会長、幹事長、副幹事長、会計、各地区責任者、青年部長、女性部長をもって構成する。  
(3) 必要に応じて支部会を開くことができる。支部会は、各支部役員をもって構成する。

**組織** 第七条 ・本会は支部会をおくことができる。

**会費** 第八条 ・年会費は2,000円とする。  
(1) 会費の納入がなかった場合は、印刷物（歩む会ニュース等）の郵送を停止する。

**経費** 第九条 ・本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充当する。

**会計** 第十条 ・本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

**その他** 第十一条 ・この規約に定めない事項については拡大幹事会においてこれを定める。

-----切り取り線-----

## ■申込書

新規・変更

受付日 平成 年 月 日

氏名		生年月日	年 月 日生
住所			
TEL	( ) -	FAX	( ) -
所属		職業	
サポーター	登録を 了承する 了承しない (○をつけてください。未記入は登録いたします)		

ID No.